

## 南野 森（編）『憲法学の世界』はしがき

南野, 森

<https://hdl.handle.net/2324/27435>

---

出版情報 : pp. i-ii, 2013-07-30. 日本評論社  
バージョン :  
権利関係 :

## はしがき

憲法学の世界は深く広く、魅力に満ちている。本書は、憲法を学ぼうとするすべての人々にそのことを知ってもらうために編まれた。

民法や刑法といった法律学の他の分野を学んだ経験のある人であれば、それと憲法を比較して、どうも憲法だけは他の実定法科目と勝手が違って勉強しづらいとか、なにやら雲を掴むような抽象的な議論が多すぎてどうも好きになれない、といった感想を抱いたことがあるかもしれない。これらの感想は、実はそれなりに理由があると言える。

いわゆる「六法」のうち、民法や刑法など、憲法以外の「五法」の条文配列を見てみると、いずれも冒頭に「総則」と題された第1編があることに気付くだろう。「パンデクテン体系」と呼ばれる法典編纂の方式に依ったもので、たとえば民法の総則には、民法全般に通ずる基本的原則や、権利の主体・客体、その変動原因等に関する通則的な共通規定が置かれている。ところが日本国憲法を見ると、その第1章はいきなり「天皇」であるし、第2章は「戦争放棄」である。憲法典の個別条文に共通する、あるいは憲法解釈の指針となるべき基本的原則や約束事を定めた「総則」はない。もちろん、いずれの法学分野においても、当該法律の条文だけを順番に勉強していけばそれで事足りるなどということはある得ないものの、憲法の場合には、とくにそのことが強くあてはまる。「条文からスタート」するより前に知っておくべきことがらが、他の法律に比べ格段に多いのである。

そしてそのような、条文の前に理解しておくべき憲法学の基本的な概念 (concept) や考え方 (conception) は、たとえば立憲主義、法の支配、民主主義、国民主権、権力分立、代表、自由、人権、平等といった、法律学に固有というよりはむしろ、政治学や歴史学、あるいは哲学や社会学といった隣接諸学の研究対象にもなるものが多く、したがって、それらを十分に理解するためには、条文の要件効果構造や判例・学説を理解するという常識的な法律学の学修方法——そこでは緻密な解釈論を学ぶことが主課題となる——とは異なる、いわば非法律学的な学修「も」必要となるのである。ここでもやはり、憲法学は他の実定法学とは大いに異なるわけである。

本書のもとになったのは、法学セミナー 2008 年 5 月号と 2009 年 11 月号での憲法特集である。ロースクール効果もあって、最近では憲法学でも判例理論や解釈論をじっくり考えさせる良書が多く存在するが、それらの背景にある基礎概念や歴史を十分に語るものは依然少ない。実際の講義の場でも、それらを扱う時間的余裕は十分にない。しかしそのような基礎概念や歴史の学修を抜きにしては、憲法の十分な理解には達しづらいし、そもそも憲法学のもつ魅力の半分すら味わえないだろう。論点を理解し、作法を学び、急所を押さえ、説得力のある解釈論を展開するためには、それらにいきなり注力する前に、あるいは遅くともそれと並行して、憲法の背景や前提にある理念や価値、そしてなぜそのような理念や価値が選択されるようになったのかを語る歴史を学ぶことが重要なのである。そしてそれを学べば、きっと憲法に対する苦手意識や違和感は消えるはずである。そのように考え、この特集は、基礎概念とその背景にある歴史・理論を丁寧に語ることを主たる目標にした。2 回の特集には、9 名の執筆者による 11 本の論攷が集まったが、今回まったく同じ趣旨で本書を編むにあたっては、さらなる充実を図り、執筆者は 13 名、論攷は 19 本になった。その結果本書は、既存の教科書類とは別に、学修の過程で何度も味読してほしい、憲法学の最高の副読本に仕上がったと自負している。

最後になったが、法学セミナーの企画段階からお世話になった同誌編集部 柴田英輔さんに、心から御礼を申し上げたい。つねに編者と相談を重ね、より良いものに仕上げるべく努力を続けてくださった。編者の怠慢により本書の完成は大いに遅延してしまったが、その間に柴田さんは同誌の編集長に昇任され、益々の多忙を極められることになった。それでも、本書は絶対に良書になるという確信のもと、当初の熱意を微塵も失うことなくここまで導いて下さった。今回もまた、編者は、良き編集者と良き執筆者に恵まれた。そして今回もまた、良い読者に恵まれることを祈りたい。

憲法学の世界は深く広い。どうぞお楽しみに！

2013 年 6 月 23 日、福岡にて

南野 森